

静岡県告示第396号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和4年5月20日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合安良里支所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県賀茂郡西伊豆町安良里696-1	長島 隆
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里490-1	藤井 明男
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里463	高木 満
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須202-100	山本 賢
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須777-1-103	稲毛 義人

2 加入区

安良里加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合